

明 細 書

2023年3月27日

1 作成者

住所（フリガナ）：キョウトフウジシウジオリイ（〒611-0021）京都府宇治市宇治折居25-2
名称（フリガナ）：コウエキシャダンホウジンキョウトフチャギョウカイギンヨ公益社団法人京都府茶業会議所
代表者（管理人）の氏名及び役職：会頭 堀井長太郎
ウェブサイトのアドレス：<https://www.ujicha.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類
区分に属する農林水産物等：酒類以外の飲用等類（茶葉）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：デントウウジテンチャ伝統宇治碾茶、Authentic Uji Tencha

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：京都府内

5 農林水産物等の特性

伝統宇治碾茶の特性は以下の4点に集約される。

（1）品質面での特性

芽えのある鮮緑色の外観、青海苔様とも称される濃厚な覆い香、抹茶として喫茶した際のうま味の強さといった特徴を有する点。

（2）歴史的な特性

棚施設を用いた覆下茶園での栽培や手摘みによる収穫など、400年以上前に確立した栽培様式が今日まで継承されている点。

（3）経済的な特性

都市部における小規模家族経営を成立せしめ、生産地における地域社会の継承に寄与する経済作物であり続けている点。

（4）社会的な特性

長年にわたって生産者・流通業者・行政による内発的な活動や研究・投資活動などをもたらし、生産地における社会資本及び社会関係資本の蓄積に寄与してきた点。

6 農林水産物等の生産の方法

（1）栽培の方法

仕立て方：自然仕立て
被覆方法：多層被覆が可能な棚施設を用いた間接被覆
被覆資材：本簀（葦簀を広げた上に藁を葺いたもの）または寒冷紗
被覆期間：被覆開始日から摘採開始日まで連続した20日以上（一時的な被覆資材の開閉は被覆期間に含む）

(2) 収穫の方法

茶 期：一番茶
摘採方法：手摘み

(3) 加工の方法

殺青方法：蒸し
乾燥設備：碾茶炉を使用
揉 捻：揉まない

(4) 最終製品としての形態

「伝統宇治碾茶」の最終商品としての形態は、碾茶である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(1) 品質面での特性

日本国内で最も歴史がある茶に関する品評会は、一等多席に対して農林水産大臣賞が授与される「全国茶品評会」であるが、2022年に開催された全国茶品評会では、てん茶の部で1等を得た7品の審査見本のうちすべてが、生産地内で栽培されたものであった。これらのでん茶に対しては、「外観では覆いの良く効いた鮮緑色で冴えがあり、内質は原料の柔らかさを彷彿とさせ、てん茶特有の芳香と濃厚な覆い香味を兼ね備えた優れたものが揃っておりました。」との審査概評が与えられている（資料1）。

また、実需家からの聞き取りにおいては、伝統宇治碾茶の品質は、その生産の方法の特徴である覆下栽培や一番茶に限定した手摘みといった技術的要素、および、山に囲まれた砂質土壌と気候という地理的要素によって成り立っていると評価している旨の回答が得られた（資料2）。

(2) 歴史的な特性

ポルトガル人宣教師のジョアン・ロドリゲスが1577年に著した『日本教会史』では、生産地において、茶園の上に棚を作り、葦か藁かの蓆で茶園を覆いながら栽培する様子が記されている（資料3）。申請時点においても、天然資材だけで棚を作り、茶園を覆う栽培様式（本簀栽培）を行う生産者が現存する（資料4）ほか、生産資材は天然ではないだけで栽培原理が全く同じ様式が、伝統宇治碾茶の生産の方法として登録申請されるに至っている。

(3) 経済的な特性

伝統宇治碾茶による専業経営が確立している地域の例として宇治市が挙げられるが、2020年農林業センサスによると、宇治市の1経営体当たりの平均栽培面積は1.05haである（資料5）。一方で、宇治市茶生産組合にヒアリングをおこなったところ、

加盟農家のうち77.2%は主たる収入が農業であるとの回答が得られた(資料6)。

(4) 社会的な特性

茶櫃や碾茶炉、寒冷紗といった現在でも欠かすことのできない生産・流通手段は、いずれも生産地の生産者や流通業者の手によって開発・普及したものである(資料7)。

また、行政機関である京都府が宇治市内に大正13年(1924年)設置した茶業研究所は、研究機関として他産地をリードする碾茶品種を確立してきたほか(資料8)、人材育成機関として生産者のみならず流通業者も受け入れるなど、技術開発・人材育成の観点で100年近く活動を積み重ねている。そしてこれらの取組みはいずれも、伝統宇治碾茶に代表される碾茶栽培という経済活動を背景としている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであること理由

生産地における碾茶栽培の歴史は400年以上にわたるとされているが、特に近年に限定しても、昭和22年(1947年)から令和4年(2022年)までに計76回開催された全国茶品評会においては、第16回大会以降、評価の高い茶を多数出品した自治体に対して「産地賞」を授与しているが、「てん茶」の部門においては、過去61回の受賞機会のうち、59回は生産地内の自治体が受賞している(宇治市が53回、城陽市が5回、久御山町が1回)(資料9)。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会

登録商標：宇治碾茶

指定商品又は指定役務：京都府宇治市・城陽市に立地する覆下園(直掛けは除く。)で、本ずまたは寒冷紗による2重被覆が30日以上なされた自然仕立ての一番茶を手摘みし、同地域において専ら碾茶の乾燥のために設計された炉または設備で加工した碾茶のうち、特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会が管理するデータベースに登録された碾茶

商標登録の登録番号：第6205526号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日：2019年12月13日から2029年12月13日まで

該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無((1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：2023年3月1日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：申請者に同じ

宛名：申請者に同じ

担当者の氏名及び役職：課長補佐 深町一憲

電話番号：0774-23-7713

電子メールアドレス：k-fukamachi@ujicha.or.jp

生産行程管理業務規程

2023年3月27日

1 作成者

住所（フリガナ）：キョウトフウジシウジオリイ（〒611-0021）京都府宇治市宇治折居25-1
名称（フリガナ）：コウエキシャダンホウジンキョウトフチャギョウカイギンョ公益社団法人京都府茶業会議所
代表者（管理人）の氏名及び役職：会頭 堀井長太郎
ウェブサイトのアドレス：<https://www.ujicha.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第5類 農産加工品類
区分に属する農林水産物等：酒類以外の飲料等類（茶葉（生のものを除く。））

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：デントウウジテンチャ伝統宇治碾茶

4 明細書の変更

公益社団法人京都府茶業会議所（以下「会議所」という。）は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

会議所は、生産者、流通業者及び関係諸団体に対し、「伝統宇治碾茶」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導及び助言を行う。

ア 生産者は、栽培、収穫及び加工の方法について、「生産履歴簿」等に記録し、保管する。

イ 会議所は、明細書に記載された生産の方法が遵守されていないおそれがある場合には、会員団体である京都府茶生産協議会が取りまとめた資料により、栽培、収穫及び加工の方法の確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

会議所は、定期的に上記（1）の手順について、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

会議所は、明細書に記載された生産の方法に従った生産が行われていないことが判明した場合には、会員団体である京都府茶生産協議会を通じて、当該生産者に対し、警告を発し、是正を求めることができる。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

会議所は、上記5の周知の際に、地理的表示である「伝統宇治碾茶」及びG Iマークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載の生産の方法に基づいて生産された碾茶にのみ、地理的表示である「伝統宇治碾茶」及びG Iマークの使用が可能であること
- (2) G Iマークを使用する場合は、地理的表示である「伝統宇治碾茶」と併せて使用すること
- (3) G Iマークは、定められた規程に基づいたデザインとすること

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

会議所は、地理的表示である「伝統宇治碾茶」及びG Iマークの違反使用を確認した場合、会員団体である京都府茶生産協議会または京都府茶協同組合を通じて、違反使用者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、会員団体である京都府茶生産協議会または京都府茶協同組合を通じて、違反使用者に対し、地理的表示及びG Iマークの使用禁止を命じることができる。

9 重大な違反が判明した場合の報告

会議所は、前記6及び8に関して、「伝統宇治碾茶」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はその恐れがある重大な違反が判明した場合は、速やかに農林水産大臣へ報告する。

10 資料の保存

以下の資料を作成日又は取得日から3年間、保存する。

(1) 生産者

5における「伝統宇治碾茶」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料

(2) 会議所

明細書に適合した生産が行われていないこと、又は地理的表示等の違反使用が判明した場合

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び当団体が行った指導等の記録

11 連絡先

住所又は居所：京都府宇治市宇治折居25-2

宛名：公益社団法人京都府茶業会議所

担当者の氏名及び役職：課長補佐 深町一憲

電話番号：0774-23-7713

ファックス番号：0774-23-9651

電子メールアドレス：k-fukamachi@ujicha.or.jp

別記様式3

欠格条項に関する申告書

農林水産大臣 殿

令和5年3月1日

申請者 住所 京都府宇治市宇治折居25-1
名称 公益社団法人京都府茶業会議所
代表者（又は管理人）の氏名
会頭 堀井長太郎 印

下記の登録（※1）の申請について、申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に、

- 該当します
（理由）
- 法第13条第1項第1号イ
 - 法第13条第1項第1号ロ（1）
 - 法第13条第1項第1号ロ（2）
- 該当しません

記

- 1 申請農林水産物等の区分 第5類 農産加工品類
- 2 申請農林水産物等の名称 伝統宇治碾茶

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1及び2の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

別記様式4

承諾書

農林水産大臣 殿

2023年3月1日

承諾者

住所 京都府宇治市宇治壺番40番地
氏名又は名称 特定非営利活動法人
宇治碾茶生産振興会 印
代表者の氏名 理事長 寺川勝之

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾します。

記

1 商標について

- 1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務

特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会
宇治碾茶

京都府宇治市・城陽市に立地する覆下園（直掛けは除く。）で、本ずまたは寒冷紗による2重被覆が30日以上なされた自然仕立ての一番茶を手摘みし、同地域において専ら碾茶の乾燥のために設計された炉または設備で加工した碾茶のうち、特定非営利活動法人宇治碾茶生産振興会が管理するデータベースに登録された碾茶

- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録及び
存続期間の満了の年月日
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

第6205526号

2019年12月13日から2029年12月13日まで

2 農林水産物等について

- (1) 農林水産物等の区分
- (2) 農林水産物等の名称

第5類 農産加工品類
伝統宇治碾茶